

# 航空安全情報自発報告制度(VOICES)の 運用の開始について

---

平成26年7月9日  
国土交通省 航空局

# 航空安全情報自発報告制度の運用の概要

義務報告では捕捉しにくい、航空の安全に関する情報を幅広く収集、分析し、関係者と共有することにより、予防的対策の実施に役立てる。

## 報告者

航空活動に自ら直接携わる個人

個人が所属する組織

← 特定の分野に限らず広く安全を確保するため、できるだけ広範囲の航空関係者から情報を収集

## 報告手段

電子メール・FAX・電話・郵送・航空安全情報自発報告サイト(自発サイト)

← 多くの手段により報告を促進

## 報告様式

必須項目を事象発生概要のみとする。

← 報告の煩わしさを排除

※必要に応じ報告内容に関し確認を行う場合のため、連絡先等も求める。

## 受付け・内容の確定



※分析担当者

- ・受理の可否を判断
- ・必要によりヒアリングを行い、秘匿化前の報告内容を確定

## 秘匿化・連絡先等の抹消



- ・個人、会社名等が特定されないよう情報を秘匿化
- ・自発サイトへの登録
- ・報告者の連絡先等の抹消

## 初期分析



- ・同種事例照合
- ・安全に係るリスク評価

## 分析検討WG(3分野\*)

\*3分野

- 【管制・運航(大型機)】
- 【管制・運航(小型機)】
- 【空港・客室・航空機】

## 航空活動関係者向け



ATECが設置するHPを通じて、注意喚起、改善提案、関係情報等を業務提供者等に広く共有

**運営者：(公財)航空輸送技術研究センター(ATEC)**

← 当局により報告者等に不利益処分等が行われる懸念を排除

**運用開始予定日：7月10日(木)**

## 自発報告者へのフィードバック



分析状況や分析結果を自発サイトにて確認可能

## 航空局へ報告



- ・分析結果
- ・改善策の提言
- ・本制度の実施・運営状況
- ・業務上の課題

・航空局から運営者(ATEC)に対し、個人、会社名等が特定される情報の提供を求めない。  
 ・仮に当該情報において違反があったことを知ったとしても、当該情報を不利益処分等の根拠として使用しない。← 報告の促進

## 自発報告制度分析委員会



- 分析結果案及び改善策の提言案等について
- ・妥当性の確認
  - ・必要な修正、整理
  - ・取りまとめ



- ・安全に係るリスク評価の結果の確認
- ・事象の要因・原因の分析
- ・改善策の提言案、注意喚起案、関係情報の提供案、自発報告者へのフィードバック案の検討・立案

← より精緻な分析を可能とするため、分析には専門家を交える。

# 報告者へのフィードバック

報告者にとって有意義なものにするため、効果的なフィードバックを行う

報告者

受付け・内容の確定

情報の秘匿化・連絡先等の抹消

初期分析

航空活動に自ら直接携わる個人

個人が所属する組織

報告様式：  
必須項目は事象発生概要のみ  
※必要に応じ報告内容に関し確認を行う場合のため、連絡先等も求める。

電子メール・FAX・電話・郵送  
航空安全情報自発報告サイト(自発サイト)



運営者から報告者へ直接連絡

・ご報告ありがとうございます。報告を受け付けました。今後システムへ登録します。  
・サイトにて確認頂けるよう個人のID及びパスワードを交付します。



運営者から報告者へ直接連絡

頂いた報告について、個人が特定されないよう情報の秘匿化を行いました。確認をお願いします。



自発サイトにて確認

秘匿化された情報をシステムへ登録した上で、貴方の御連絡等を抹消しました。今後、当方から貴方へ直接連絡ができませんが、分析状況等は自発サイトにて確認可能です。

自発サイトにて確認

**連絡事項**  
○月○日開催の分析検討WGに、本事例を提出します。  
**分析状況**  
○○が××で…

航空活動関係者向け

自発サイトにて確認

連絡事項

○月○日発行の××(刊行物の名前)において、ご報告内容を踏まえた提言を盛り込むこととなりました。

分析結果

○○が××で…

航空局へ報告

自発報告制度分析委員会



分析検討WG(3分野\*)

\*3分野  
【管制・運航(大型機)】  
【管制・運航(小型機)】  
【空港・客室・航空機】



自発サイトにて確認

連絡事項

○月○日開催の分析委員会に、分析検討WGの分析を踏まえた提言案を提出します

分析状況

○○が××で…

## 前回部会におけるご意見

- 自発報告制度を定着させるための文化の醸成が必要。したがって、制度の重要性を国民にアピールするための周知・広報を地道に取り組んでいくことが重要。
- 積極的な自発報告を促進するためにも、秘匿性ということを強調するのが一つのポイント。

## 航空局・ATECによる周知・広報

- 本制度の運用開始について、既に航空局・ATECより、業務提供者・航空関係団体等に対し周知文を発出するとともに、プレス発表・国土交通省ホームページにおける公表を実施済み。
- 今後さらに、国土交通省の内部機関誌、業務提供者・航空関係団体等が発行する機関誌等による周知を図る。
- また、ATECにおいて、ポスター・インフォメーションカードを関係各方面に配布し、周知を図る。